

「労働契約法・パート労働法改正について」～最新事例と雇用のリスク～

2013年4月に労働契約法の改正、又2015年4月からはパート労働法の改正も施行されます。

労働契約法の改正では、5年を超える有期契約社員の無期契約への転換や雇止めの法定化等が定められ、又、パートタイム労働法では、パートタイム労働者の公正な待遇の確保が定められています。

こうした法改正の流れを受けて、多くの企業様において雇用のあり方や人材のポートフォリオの見直しに取り組まれている現状だと推察します。

そこで今回は、労働契約法の改正ポイントのおさらい、各企業様の最新事例、雇用のリスク並びに、パート労働法改正に伴う、契約社員・パート社員の雇用管理上の留意点についてお話をさせていただきます。

人材戦略を成功させるための一つの情報収集源として、ぜひご活用いただければ幸いです。

プログラムのご紹介

「労働契約法・パート労働法改正について」～最新事例と雇用のリスク～

株式会社パソナ パソナキャリアカンパニー  
組織・人事コンサルティング部 ゼネラルマネジャー 安實 俊亮

開催日:2014年11月12日(水) 17:30-20:30 (開場 17:00)

場 所:パソナグループビル・大阪 8階 澤風林

内 容:

- 改正労働契約法のポイント 17:30-18:30
- 労働契約法の最新事例・雇用リスクについて
- パート労働法改正について～雇用管理上の注意点～
- テーブルディスカッション(お食事付) 18:30-20:30

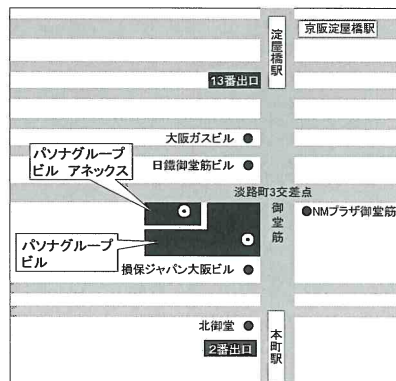
セミナー会場

パソナグループビル (右図ご参照)  
大阪市中央区淡路町4-2-15

(最寄駅) 御堂筋線 本町駅2番出口 徒歩5分  
御堂筋線 淀屋橋駅13番出口 徒歩5分  
京阪本線 淀屋橋駅 3番出口 徒歩12分

【お問合せ先】

日本CHO協会・関西 事務局 森本/新岡  
TEL 06-7636-6010  
FAX 06-7636-6144



株式会社パソナグループ  
〒541-0047 大阪府中央区淡路町4-2-15  
TEL:06-7636-6010 FAX:06-7636-6144 担当:森本

2014年11月12日(水) 「労働契約法・パート労働法改正について」  
～最新事例と雇用のリスク～  
森本行 (FAX:06-7636-6144)

**御社名**

**お役職名**

**ご氏名**

**ご連絡先(電話番号・e-mail・ご担当者様)**

- 御出席
- 御欠席

恐れ入りますがご出欠を 2014年11月7日(金)までにご連絡いただきたくお願い申し上げます。